

よこはまグッドバランス賞認定事業実施要綱

制 定 平成 24 年 3 月 27 日 市男女第 806 号（市民局長決裁）

最近改正 令和 2 年 5 月 15 日 政男女第 60 号（政策局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、よこはまグッドバランス賞認定事業の実施にあたり、必要な事項を定める。

2 本事業は、横浜市男女共同参画推進条例施行規則第 11 条の規定に基づき、女性活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内事業所をよこはまグッドバランス賞と認定し、広く取組事例等の普及・啓発を進めることにより、市内事業所における男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本要綱における用語の定義は、次号の定めるところによる。

（1）中小事業所

「中小事業所」とは、常時使用する従業員の数が 300 人以下の、雇用関係又は同様の就労形態が認められる組織体をいう。

（事業内容等）

第 3 条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

（1）本事業への事業所の募集に関すること

（2）本事業に申し込んだ事業所（以下「応募事業所」という。）の認定等の審査に関すること

（3）認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）に対する広報的な支援に関すること

（4）その他本事業の実施に必要な一切の業務

（認定等の種別）

第 4 条 市長は、次の各号の区分により認定等を決定する。

（1）認定

認定は、認定委員会が一定の基準に達していると判断した事業所に対して行う。

（2）表彰

認定した事業所の中から、優れた取組を行っているとして認定委員会が判断した事業所には特別賞、通算の認定回数が 3 回、5 回、7 回の事業所には継続賞として表彰する。

ただし、特別賞については、現に表彰された認定期間の終期から 1 年間は選考対象から除外されることとする。

（副賞）

第 5 条 第 4 条の規定により認定及び表彰する事業所に対して、副賞を贈ることができる。

（応募資格）

第 6 条 応募資格は、営利・非営利は問わず、次の各号の要件に適合する中小事業所とする。

（1）横浜市内に本店又は本社があること

- (2) 法人市民税及び事業所税を滞納していないこと
- (3) 事業所単位の応募であっても、法人全体で300人を超えていないこと
- (4) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等のいずれにも該当しないこと

(応募)

第7条 本事業に申込をする者は、次の各号に掲げる書類を市が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) よこはまグッドバランス賞認定応募用紙
- (2) 前号のほか、横浜市政策局男女共同参画推進課（以下「男女共同参画推進課」という。）が必要と認める書類

(認定等の決定)

第8条 認定の手続は、次の各号のうち男女共同参画推進課が必要と認めるものを経なければならない。

- (1) 申込書類による審査
- (2) 事業所への電話ヒアリング
- (3) 事業所への訪問ヒアリング
- (4) よこはまグッドバランス賞認定委員会（以下「認定委員会」という。）による審議

(認定の通知)

第9条 市長は、認定事業所に対し、「よこはまグッドバランス賞認定通知書」（第1号様式）（以下「認定通知書」という。）によりその旨を通知するものとし、後日認定証を交付できるものとする。

2 市長は、認定しない事業所に対し、「よこはまグッドバランス賞不認定通知書」（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 認定通知書には認定期間を記載することとし、表彰する事業所については、その旨をあわせて記載する。

(認定委員会)

第10条 認定等の審査は、外部委員から構成される、よこはまグッドバランス賞認定委員会に意見を諮って決定する。よこはまグッドバランス賞認定委員会については、別の要綱に定めるものとする。

(認定期間)

第11条 認定期間は、応募した翌年の1月1日からその翌々年の12月末日までの2年間とする。なお、認定事業所は、認定期間の終期以降、認定事業所であることを公表し続けてはならないこととするが、特別賞はこの限りではない。

2 市長が特に必要と認める場合、認定期間を延長することができる。

(認定マーク)

第12条 認定事業所は、本市の作成した「認定マーク」（別表1）を利用することができる。

なお、利用することができる期間は認定期間のみとする。また、縦横比の変更を伴わない拡大縮小を除き、一部削除を含めた「認定マーク」の変更を禁止することとする。

(認定の取消)

第13条 認定委員会は、認定事業所の申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の実施内容に著しく隔たりがあると判断する場合に、一度認定された事業所の認定を取り消すことができる。

(事務局)

第14条 認定委員会の事務局は、政策局男女共同参画推進課が務める。

(その他)

第15条 この要綱により定めるもののほか、必要な事項は、政策局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(別表1) よこはまグッドバランス賞認定事業所ロゴマーク

| 図 柄 | |
|--|---|
|  <p>よこはまグッドバランス賞</p> <p>YOKOHAMA Good Balance</p> <p>よこはまグッドバランス賞</p> <p>よこはまグッドバランス賞</p> <p>よこはまグッドバランス賞</p> <p>YOKOHAMA Good Balance</p> | <p>認定事業所が使用する際は、認定事業年度と認定期間を記載した上で使用すること。</p> |
|  <p>特別賞</p> | <p>特別賞表彰事業所が使用する際は授与年度を記載した上で使用すること。</p> |

第 号
年 月 日

よこはまグッドバランス賞
認定通知書

●● 様

横浜市長



○年○月○日から○年○月○日までに申請のありました、よこはまグッドバランス賞について、審査の結果、貴事業所を「よこはまグッドバランス賞認定事業所」として下記のとおり決定しましたので、通知します。

あわせて、

| |
|-------|
| 特別賞 |
| 3回継続賞 |
| 5回継続賞 |
| 7回継続賞 |

を授与します。

記

認定期間 ○○年1月1日から ○○年12月31日まで

第2号様式（第9条）

第 号
年 月 日

よこはまグッドバランス賞

不認定通知書

●● 様

横浜市長



○年○月○日から○年○月○日までに申請のありました、よこはまグッドバランス賞について、審査の結果、貴事業所の認定を見送ることと決定しましたので、通知します。